

ID: 118

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	事業者の登録		
例規名 根拠条項	村田町基準該当障害福祉サービス事業者の登録に関する規則 第2条		
例規番号	平成18年規則第27号		
【基準】 第2条の規定による。 (基準該当障害福祉サービス事業者に係る登録の申請) 第2条 生活介護又は自立訓練に係る基準該当障害福祉サービス事業者(以下「事業者」という。)の登録を受けようとする者は、基準該当障害福祉サービス事業所登録申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次の各号に掲げる事項を記載した書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1) 従業者の勤務体制及び勤務形態 (2) 事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、経歴及び住所 (3) 事業所の平面図 (4) 運営規程 (5) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 (6) 資産の状況 (7) その他登録に関し必要と認める事項			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日